

# 小松空港国際定期便利用国際交流事業促進助成金交付要綱

## 1 助成対象団体

助成の対象となる団体は、次に掲げる団体（以下「助成団体という。」）とする。

- (1) 小松空港発着の国際旅客定期便（以下「定期便」という。）により、大韓民国、中華人民共和国又は台湾（以下「韓国、中国又は台湾」という。）を訪問し、国際交流事業を実施する県内の団体
- (2) 定期便により、石川県を訪問する韓国、中国又は台湾の団体を受け入れ、国際交流事業を実施する県内の団体

## 2 国際交流事業

1の国際交流事業は、経済、文化、スポーツなど各種団体が行う交流事業とする。

## 3 助成対象経費

助成の対象となる経費は、交流会費、現地視察費等の国際交流事業に必要な経費とし、航空運賃、宿泊費等の旅行費用は助成対象外とする。

## 4 助成条件

韓国、中国又は台湾を訪問する県内の団体、及び石川県を訪問する韓国、中国又は台湾の団体の参加人数は10名以上とする。ただし、小松空港協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める団体については、この限りでない。

## 5 助成額

- (1) 参加者1人当たり5,000円とする。ただし、一交流団体当たり10万円を限度とする。
- (2) 韓国、中国又は台湾の団体との永続的かつ密接な交流を約すことを目的とした交流協定の締結等を含む交流事業を行う場合において、参加者1人当たり10,000円とする。ただし、一交流団体当たり20万円を限度とし、本条項の適用は、交流団体間につき一度に限る。
- (3) 助成額は、助成対象経費の総額を限度とする。

## 6 助成金の申請

助成団体は、別記様式第1号による助成金交付申請書に、団体の訪問日程及び参加者名簿を添付（要綱5(2)の規定による助成金の交付を受けようとする場合、協定書案を添付すること。）のうえ、会長に対し、提出しなければならない。

## 7 助成金の交付の決定

- (1) 会長は、助成金の交付の申請があった場合は、その内容を調査のうえ、適当と認めたときは、速やかに、その交付の決定をするものとする。
- (2) 会長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかに別記様式第2号による助成金交付決定通知書により通知するものとする。

## 8 事業の変更等の申請

助成団体は、国際交流事業の実施にあたって、事業の内容の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）及び中止又は取下げをしようとする場合は、遅滞なく、会長に別記様式第6号による変更・中止・取下げ承認申請書を提出しなければならない。

## 9 会長が定める軽微な変更

8の会長が定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 助成対象経費の20%を超える変更
- (2) 助成額の増額を伴う助成対象経費の変更

## 10 事業の変更等の承認

会長は、事業の変更等を承認したときは、速やかに別記様式第7号による変更・中止・取下げ決定通知書により通知するものとする。

## 11 事業実績報告

助成団体は、事業終了後、別記様式第3号による事業実績報告書を提出しなければならない。

## 12 助成金の確定

会長は、事業実績報告書を受理し、内容が適正であると認めた場合は、助成金の額の確定を行い、別記様式第4号により通知する。

### 13 助成金の交付請求

助成団体は、助成金の交付を受けようとする時は、別記様式第5号による助成金交付請求書を提出しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。